

とどろき利治の

メン!!

国会 一本勝負



プレス民主 号外 《発行元》民主党参議院比例区第5総支部

轟木利治事務所 参議院議員会館 518 号室 Tel:03-3508-8518/Fax:03-5512-2518

ご安全に、とどろき利治です。

3月12日に地球温暖化対策基本法案が閣議決定されました。この法案は皆様の雇用と生活に大きな影響を及ぼすことになります。

閣議決定されたことよって、ようやく私の意見も皆様に明らかにすることができます。このような事情で「国会ニュース」もしばらくぶりとなりましたが、今号は地球温暖化対策基本法案に対する考え方についてお伝えします。

ここ数ヶ月地球温暖化対策基本法案に積極的に関わる

私が環境委員会に所属しているということもあり、ここ数ヶ月間は、この法案に関する会議に積極的に発言するとともに、個別にも意見を進言するなど活動をしてきました。法案についてはまだまだ問題もあり、これから具体的にすすめなくてはならない課題も多くありますが、私が主張してきた内容も織り込むことができました。

地球温暖化対策基本法案の内容については、その概要を4ページに記載しています。もっと詳しい内容については「とどろき利治」ホームページの「国会ニュース」に掲載してありますのでご覧ください。



環境省政策会議など各種の会議で積極的に発言

地球温暖化対策は経済・雇用と両立することが不可欠

私が主張したことの第1は、地球温暖化対策は経済・雇用と両立することが不可欠ということです。温暖化対策は、国民一人ひとりに負担がかかることはもちろんですが、産業構造にも大きな影響を与えます。その進め方を誤ると、わが国の強みであるモノづくり産業を衰退させ、そこに働く者の雇用にも影響を及ぼすこととなります。

このような当たり前のことが、ここ永田町で分かる人が少ないのが現実です。昨年9月の国連会合における鳩山総理の演説以来「25%削減」という数値が独り歩きし、政府部内での検討も、数値目標は高ければ高いほど良いとする主張と経済の実態をふまえた上で着実に政策をすすめるべきという主張がぶつかってきました。数値目標が高いほど国民負担や経済・雇用への影響を冷静に検証し、それを公開した上で国民的な議論をきちんと積み上げることが必要です。

対策の経済への影響という負担とか雇用喪失というマイナス面だけでなく、太陽光、風力発電など新しい産業と雇用を生み出すというプラス面を強調すべきだという意見があります。両面あることはそうとしても、この主張が行き過ぎると、わが国のエネルギー供給は、化石燃料や原子力に頼らず、再生可能エネルギーでやるべきであるという極端なものになります。環境のためならエネルギーの安定供給は後というまるで逆立ちした議論にもなりかねません。私はエネルギーの安定供給は国の安全保障にかかわることであり、それが先にあって温暖化対策がすすめられるべきであると思います。そのためにも安全性の確保は当然のこととしてCO₂を出さない原子力発電を着実に進めていくことが重要です。(法案でこの主張に対応しているのは第1総則の中の1目的、3基本原則)

全ての主要国による公平で実効性ある国際的な枠組み構築、意欲的な目標の合意が前提

基本法案では、すべての主要国による公平で実効性のある国際的な枠組みの構築と排出量の意欲的な目標についての合意を前提として、温室効果ガス削減の中長期目標は、1990年比で2020年までに25%を削減するという数値を掲げています。私の主張の第2は、そうした「前提」を法案に明記すべきということです。

当初はこの前提があいまいで、国際的な枠組みが不十分でもわが国は率先して25%削減を掲げるべきという主張が強く、むしろそうすることによって国際的なリーダーシップがとれるのだという極端な意見すらありました。昨年12月デンマークのコペンハーゲンで開かれた国連会合(COP15)では気候変動について次の国際的な枠組みについて途上国の反対が強く合意は得られず、「協定」については「留意する」ということに止まりました。

わが国が高い目標を掲げれば米国、中国という世界の2大CO₂排出国を枠組みに巻き込めるとした思惑は外れた格好となり、「鳩山イニシアチブ」にもとづく資金と技術援助に関心が寄せられるということになりました。国際舞台では今年の国連会合

(COP16)に向けた外交ということになりますが、国際的な交渉と切り離された格好で、25%削減のみが先行するということは避けねばなりません。この削減目標は国際的にみて突出して高いものであり、そのつじつま合わせはわが国の雇用と生活への負担となってしまうことは明らかです。(法案でこの主張に対応しているのは第2中長期的な目標、第6附則1)

わが国技術を国際貢献に活かし世界的な温暖化対策を

私の主張の第3は、わが国の技術を活かし、世界的な温暖化対策をすすめるべきということです。わが国は世界に先駆けて環境・省エネ投資をおこない、世界でもトップクラスのエネルギー効率を実現しています。世界全体としてみるとわが国が排出しているCO₂は4%を占めているに過ぎず、そこでだけ一生懸命削減しても世界全体の排出量を減らすことには限界があります。むしろ中国、インド、ロシアといった巨大な排出国の削減について、わが国の技術を活用して設備投資を行い、そこで削減できた分量の内、いくらかの割合を「わが国としてのCO₂削減分」にカウントできるという制度を作るべきであると思います。

産業界での試算によれば製鉄工程の排熱回収や石炭火力発電の運用改善など日本では当たり前技術を世界に普及させれば鉄鋼で3億トン、電力で18億トンのCO₂を削減できます。これは日本全体の排出量13億トンを軽く超える量です。今の京都議定書にもとづく制度で、これと似たようなものはありますが、国連機関での認定が厳しく有効に使われていません。

政府は「新成長戦略、輝きのある日本」の中で環境・エネルギー分野における2020年までの目標として「日本の技術で世界の排出13億トン削減」とっていますが、具体的な計画が描けていません。その趣旨は、基本法案の中に盛り込むことができましたが、具体的な政策になるのはこれからが勝負となります。(法案でこの主張に対応しているのは第4基本的施策の中の17国際的協調のための施策)

技術開発に裏打ちされた温暖化対策の推進を

私の主張の第4は、技術開発に裏打ちされた温暖化対策を推進すべきことです。温暖化対策のうえで環境・省エネ技術についてはよく議論されますが、次世代や将来にわたる技術についてはあいまいな議論が多いのが現実です。何十年も先に実用化できる技術があたかも近い将来使えるとか、あるいはその逆の思い込みもあります。温暖化対策は技術開発の時間軸を念頭に置きながら、その実用化の検討が不可欠です。

私はそうした観点で原子力はもちろん地熱開発、洋上風力発電を取り上げてきました。とりわけCCS(CO₂分離回収・貯蔵)技術は大きな役割が期待されている割にはあまり注目されていません。私は国内でのCO₂分離回収技術とならんで、海外での油田開発と関係させながらCO₂を貯蔵することを推進すべきであり、そこに政府のODA開発援助も有効活用できると考えています。(法案でこの主張に対応しているのは第4基本的施策の中の7革新的な技術開発の促進)

地球温暖化対策基本法案の概要

法律の必要性

- 鳩山総理大臣の国連演説に基づき、地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

法案の概要

目的

- 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
 - ・ 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
 - ・ 国際的協調の下の積極的な推進
 - ・ 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
 - ・ エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
 - ・ 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る

中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)
- 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

基本的施策

《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- 国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)
- 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

《地域づくり》

- 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
- 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

《ものづくり》

- 革新的な技術開発の促進
- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出

《日々の暮らし》

- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の公表

《国際協調等》

- 国際的連携の確保、国際協力の推進

➢ 原子力に係る施策

- 地球温暖化への適応

等